

全労連社会保障闘争本部ニュース No.120 2020年9月18日

介護・ヘルパーネット NEWS 12

全国労働組合総連合 〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 TEL03-5842-5611



コロナ対策、介護報酬引き上げ、介護労働者の大幅処遇改善求め、厚労省交渉

全労連 介護ヘルパーネットは9月10日、2021年4月の報酬改定に向け、「介護崩壊」を防ぎ、介護人材を確保するために、介護報酬を大幅に引き上げて、介護労働者の大幅処遇改善等の実現を求める「厚生労働省要請」を行いました。厚労側は老健局認知症施策・地域介護推進課川部 勝一課長補佐はじめ介護保険計画課、老人保健課、高齢者支援課、職業安定局、労働基準監督課などから7人、全労連からは大西玲子常任幹事をはじめ、自治労連、医労連、東京地評から介護・ヘルパーネットの事務局、世話人5人が参加しました。

冒頭、世話人の大西玲子・全労連常任幹事は、低賃金と劣悪な処遇のために職場を去る介護労働者は、もともと多かったものが、コロナ禍の下さらに厳しい状態になっていると指摘。処遇改善のために介護報酬の引き上げと、コロナ対策、そして保険料、利用料引き上げずに済むように介護保険財政への国の負担引き上げを求めました。

厚労省の回答を受けたあと、参加者が現場の実態を伝えました。

医労連から参加した、世話人の寺田雄執行委員はアンケート結果を示しながら、「介護の現場では濃厚接触は避けられない場面がある」として、介護労働者は、①マスクが週に1枚しかないなど衛生資材の不足、②体制不足で子どもが休校になったりや保育園が預けられなくても休めない、③休んだ時の補償の不安、④クラスターが起こった時にどうすればよいかわからない情報不足などで、不安な思いで働いてきたと強調。情報の周知徹底と感染症に耐えうる人員配置を求めました。

自治労連の小泉治・執行委員は、「介護はエッセンシャルワークであり、非常時だからと介護サービスが滞ってはいけない。人員増やすための最大の課題は賃金を引き上げることだ」と述べ、「人員不足



処遇改善は喫緊の課題だ」とさらなる回答を求めました。

厚労省の川部課長補佐は、「コロナのかかりまし経費や慰労金についてまとめたパンフ※を作り都道府県を通じて配布している。27万ヵ所ある事業所すべてに届けることは不可能なので、労働組合にも協力してほしい」と述べました。介護保険料の国庫負担割合については、「法律事項であり、行政が主導で『現場が大変だから国庫負担を引き上げよう』とはならない」と回答。「かかりまし経費についての財源は2次補正で一応の手当てができていますが、8月末にやっと47都道府県のうち30が始めたところ」と述べ、現在、事業所の申請が遅れていることについての問題意識を明らかにしました。医労連の寺田執行委員が、小さな事業所ではパソコンも交代で使うような状態で、情報を調べるのも難しいと伝えると、「情報収集のためにも助成金を活用してタブレット購入など、ICT活用を進めてほしい」と答えました。

賃金については、人材確保にかかわる担当は社会援護局であるとし「そこでの調査では離職理由のトップスリーでは1位が人間関係、2位が労働関係、賃金は3番目になっており、いろんな側面からのアプローチが必要、財源の問題もある」と述べるにとどまりました。

※パンフ「新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設介護サービス事業所・施設に勤務する職員の皆さまへ」<https://www.mhlw.go.jp/content/000652458.pdf>

要請事項

- 1 介護報酬を大幅に引き上げて、下記のことを実現すること。その介護報酬引き上げ分の財源については、国庫負担を引き上げることとし、介護保険料や利用料の引き上げは行わないこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために下記のことを介護報酬で手当てすること。
 - ① マスクや消毒液といった必要な衛生資材の購入費用を負担すること。また、薄い手袋や使い捨てのエプロン等介護現場に必要な物資についても国の責任で供給をすること。
 - ② 介護利用者と介護労働者に対する必要なPCR検査の実施費用を負担すること。また、PCR検査を希望する介護利用者と介護労働者に速やかに検査を行うこと。
 - ③ 介護事業所の休業・減収に対する補てん、休業した職員の賃金の全額の補償、膨らんでいる経費の補償を行うこと。
 - ④ 新型コロナウイルス感染症への対応が一年以上の長期に及んだ場合は、再度、「特別手当」・慰労金の支給を行うこと。
- 3 必要な介護労働者を確保するために下記の事項を介護報酬の増額で手当てすること。
 - ① 介護職場で働くすべての労働者の賃金を「月8万円以上」引き上げ、全産業平均である「年収440万円以上」を確保すること。最低時給を1500円以上にする。
 - ② 人員配置基準を大幅に引き上げ、介護利用者がその尊厳を保持し、介護労働者が安全と健康を確保できるようにすること。
 - ③ グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所などで容

認められている一人夜勤では、休憩時間であっても利用者の状況によってすぐに対応しなければならないいわゆる「手待ち時間」となっており、労働基準法違反（休憩の不付与）が横行している。労基法違反を解消するために、夜勤体制の最低基準を複数体制とすること。また、夜勤明け勤務についても、利用者、労働者の安全を守る上でも解消すること。

札幌市長「防護用品不足時は市が提供

介護に笑顔を！北海道連絡会が、5月に実施した「介護事業所の新型コロナウイルス感染対策についての緊急アンケート調査」には、札幌市内426事業所から回答がありました。結果を踏まえ、7月9日、札幌市に「新型コロナウイルス感染拡大で介護崩壊を起こさないための要請」を提出し、8月7日付で秋元克広札幌市長から回答がありました。財政支援については、言及がありませんでしたが、国への要望に繋がりました。そして、「防護用品を提供する」という前進回答がありました。

北海道連絡会はその後、8月7日には北海道知事宛に要請書を提出、9月8日に札幌市議会に陳情書を提出しました。今後は議会での趣旨説明を予定しています。国の臨時交付金を活用した支援策を勝ち取ろうとしています。（



(7月9日札幌市に支援を要請：NHK ニュース報道)

一、 介護事業所に必要なマスクや消毒液、ガウン等の衛生・防護用品の確保・供給を行うこと

回答：消毒用エタノールにつきましては、介護サービス事業所に対して、国のスキームに基づき優先供給が行われています。マスクにつきましては、これまで国からの供給や札幌市に寄付されたマスクの配布を実施しているところですが、今後も適宜供給を行っていく予定です。

また、感染者等が発生した場合の防護用品につきましては、介護事業所等の備蓄分で不足する場合は、本市備蓄分から提供することが可能ですのでご相談ください。

二、 介護事業所が倒産・廃業に至らないよう、介護事業所への財政支援を講じること。少なくとも、前年の実績にもとづき介護報酬の概算払いを行うこと

回答：新型コロナウイルス感染症の影響で、利用者等の減少等により大幅な減収となっている介護事業所に対して、サービス提供を継続できるよう財政的支援を行うことにつきまして、先日国に対して要望活動を行ったところです

三、 希望する介護従事者がPCR検査を受けられる体制を整備すること

回答：保健所では現在、医師が感染を疑ったすべての患者に対してPCR検査を実施しています。また、施設内で陽性者が出た場合はクラスター対策として、従業員や入居者に対し、症状の有無にかかわらず検査対象としております。

四、 人材を確保するため、介護従事者への手当を創設すること

回答：新型コロナウイルス感染症への対応に係る介護従事者への慰労金につきましては、国の2次補正により今後支給予定となっておりますので、今しばらくお待ち願います（なお、実施主体は北海道となっております）慰労金以外の手当につきましては、令和3年度の介護報酬改定に向けて国において検討中であると推察されますが、政令指定都市および東京都と共同して、保健福祉人材の育成・確保等に対する財政措置を拡充することを国に要望したところです。

